

エネルギーコスト削減 促進事業補助金

補助額

最大

300万円

飯田市では、全国的なエネルギー価格の高騰対策支援として、事業者の皆様が行う設備の更新や、再生可能エネルギー機器の導入に対し、経費の一部を補助します。

申請受付期間

令和7年7月1日(火)～9月1日(月)

※予算の上限に達し次第 終了となります。

実績報告期限

補助事業の完了の日から起算して30日以内又は、
令和8年3月2日(月)のどちらか早い日

※期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりませんのでご注意ください。

1 対象者

飯田市に事業所・施設等を有し、事業実施期間内に対象設備の更新・新設を実施する以下の業者

- ◆長野県内に本社・本店機能を有する者
- ◆大企業(みなし大企業を含む)に該当しない者
- ◆過去に飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付を受けていない者

(中小企業、個人事業主、農業、林業、社会福祉法人、私立学校、保育施設等の事業活動を行う方)

「CO2排出削減」の観点から、今年度の補助金の利用にあたっては、上記に加え、下記が必要になります。

- ◆申請時点において、現にCO2排出量の可視化が成されており、削減計画を有していること

もしくは

- ◆飯田市が行うCO2可視化支援事業「うごくるB。CO2排出量みえる化プログラム」への申込

飯田市のプログラム詳細および
申込はこちらから



2 補助率

補助下限額10万円

(発電設備以外:対象経費15万円、発電設備:2kW相当)

補助上限額300万円

(発電設備以外:対象経費550万円、発電設備60kW相当)

① 発電設備以外:

- ・2/3以内(対象経費150万円以下の部分)
- ・1/2以内(対象経費150万円を超える部分)

② 発電設備: 出力1kW当たり5万円以内

3 対象設備

● 更新のみ対象

空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、電動空気圧縮機

● 新設・更新ともに対象

電気自動車(V2H、V2Bを備えていること)

● 新設のみ対象

発電設備、蓄電設備、充放電設備(V2H、V2B)

※詳細・対象設備については飯田市ホームページ内の対象設備一覧表にてご確認ください。

申請書類等の様式は、飯田市ホームページに掲載します。

記入例をご確認いただき、記入漏れや添付書類の漏れがないようご注意ください。

お問合せ・申請先

【受付】(7/1～8/22)

9:00-17:00

(8/25以降)

10:00-16:00

飯田市エネルギーコスト削減促進事業専用窓口

伊坪ビジネス株式会社内(飯田市松尾代田746-1 アザールビル1F)

☎ 0265-48-5208 ※電話でのお問合せは6/16以降可能です

飯田市 エネルギーコスト削減促進事業補助金



詳細はホームページに記載されている募集要項をご確認ください



申請にあたっての留意事項

- 申請書類提出先は、伊坪ビジネス株式会社内に開設する専用窓口のみとします。各自治振興センターやその他の窓口において申請書類を提出することはできません。
- 補助金申請は、必要書類が整ったものから先着順に受付を行い、予算の上限に達し次第終了となります。書類等に不備がある場合は、受付となりませんのでご注意ください。
- 補助金の交付を受けられるのは、一つの事業者につき1回までです。また、同一の設備に対し、他の補助金（市や県の単独事業を除く）の交付を受けることはできません。
- 補助金の交付には条件があります。審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、補助金の交付が受けられないことがあります。
- 本補助事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として行う間接補助事業です。実績報告期限内に報告書の提出ができない場合には、補助金の交付対象とはなりません。
- 補助金を受けて導入した設備等については、一定期間経過後にその稼働の状況等を確認させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 補助金の申請に当たりご不明な点は、下記専用窓口にご相談ください。また、窓口にご直接お越しいただいてのご相談は、事前に電話連絡をいただき、ご来訪の予約をしてください。

お問合せ・申請先

【受付】 (7/1～8/22)
9:00～17:00
(8/25以降)
10:00～16:00

飯田市エネルギーコスト削減促進事業専用窓口

伊坪ビジネス株式会社内（飯田市松尾代田746-1 アザールビル1F）

☎ 0265-48-5208 ※電話でのお問合せは6/16以降可能です

飯田市 エネルギーコスト削減促進事業補助金



詳細はホームページに記載されている募集要項をご確認ください

